

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員職種区分規則

平成27年3月30日規則第15号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例（平成26年条例第4号）  
第2条第1項第1号に規定する管理者の補助機関の職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員
- (2) 技術職員
- (3) 技能職員
- (4) 事業担当主事
- (5) 事業担当主事補

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。